

**「キッチン・洗面化粧台・システムバス工事区分ガイドライン」
《第2版》**

JAPAN ASSOCIATION OF KITCHEN & BATH
キッチン・バス工業会

2018年3月

《改定の履歴》

第1版 2008年9月
第2版 2018年3月

目次

項目	内容	ページ
	目次	1ページ
1.	はじめに	2ページ
2.	建設工事・建設業外区分のフレーム	
3.	キッチン・洗面化粧台・システムバスの「取付・設置」と建設工事区分	3ページ
4.	契約形態の基本的な考え方	
4. 1	工業会会員企業(メーカー)向け	
(1)	分割搬入型商品の定義	
(2)	売買契約で受注する場合	
(3)	別途工事の明確化	
(4)	請負契約で受注する場合	
(5)	工事区分の明記と使用語句の統一	
4. 2	流通店様(商社様、代理店様、販売店様)向け	4ページ
(1)	売買契約で受発注する場合	
(2)	請負契約で受発注する場合	
①	一括下請負の禁止	
②	建設業の許可	
③	技術者の配置	
④	請負契約の必須明記事項	
⑤	帳簿と添付書類の保存義務	
5.	キッチンの工事区分	5ページ
(1)	キッチンの「取付・設置」と工事区分	
(2)	キッチンの工事区分<例示>	
(3)	キッチンの施工区分事例(イラスト)	6ページ
6.	洗面化粧台の工事区分	7ページ
(1)	洗面化粧台の「取付・設置」と工事区分	
(2)	洗面化粧台の工事区分<例示>	
(3)	洗面化粧台の施工区分事例(イラスト)	8ページ
7.	システムバスの工事区分	9ページ
(1)	システムバスの「取付・設置」と工事区分	
(2)	システムバスの工事区分<例示>	
(3)	システムバスの施工区分事例(イラスト)	10ページ

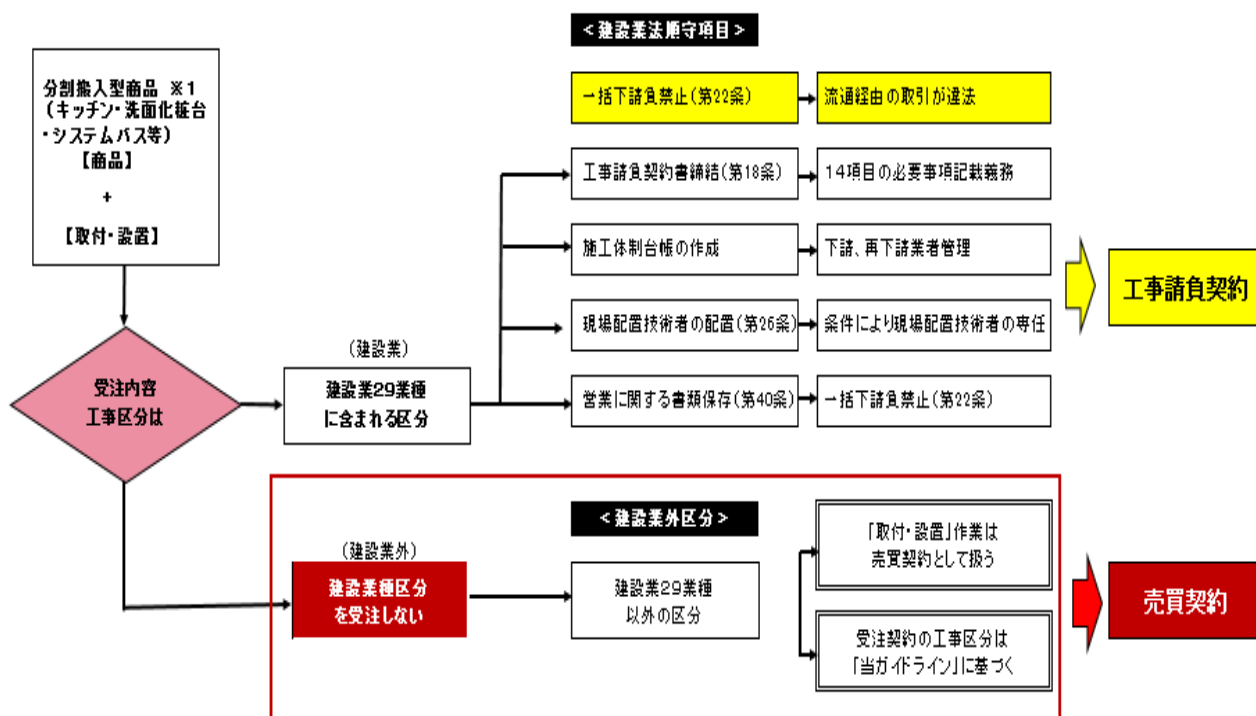
1. はじめに

「システムキッチン・システムバスの工事区分ガイドライン」（2008年9月）の公開から今年で10年が経過いたします。この間当工業会では、当該製品の「取付・設置」に伴う品質確保と法令を遵守したサプライチェーン形成の周知に努め、消費者の皆様にご安心安全な製品をお届けする環境整備に取り組んでまいりました。

このたび、建設業法の改正に対応した内容修正を行うとともに洗面化粧台の工事区分を新たに追加し、ガイドラインの更なる周知徹底を目的に、「キッチン・洗面化粧台・システムバス工事区分ガイドライン」〈第2版〉を公開する運びとなりました。

会員、流通店様、関連企業の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

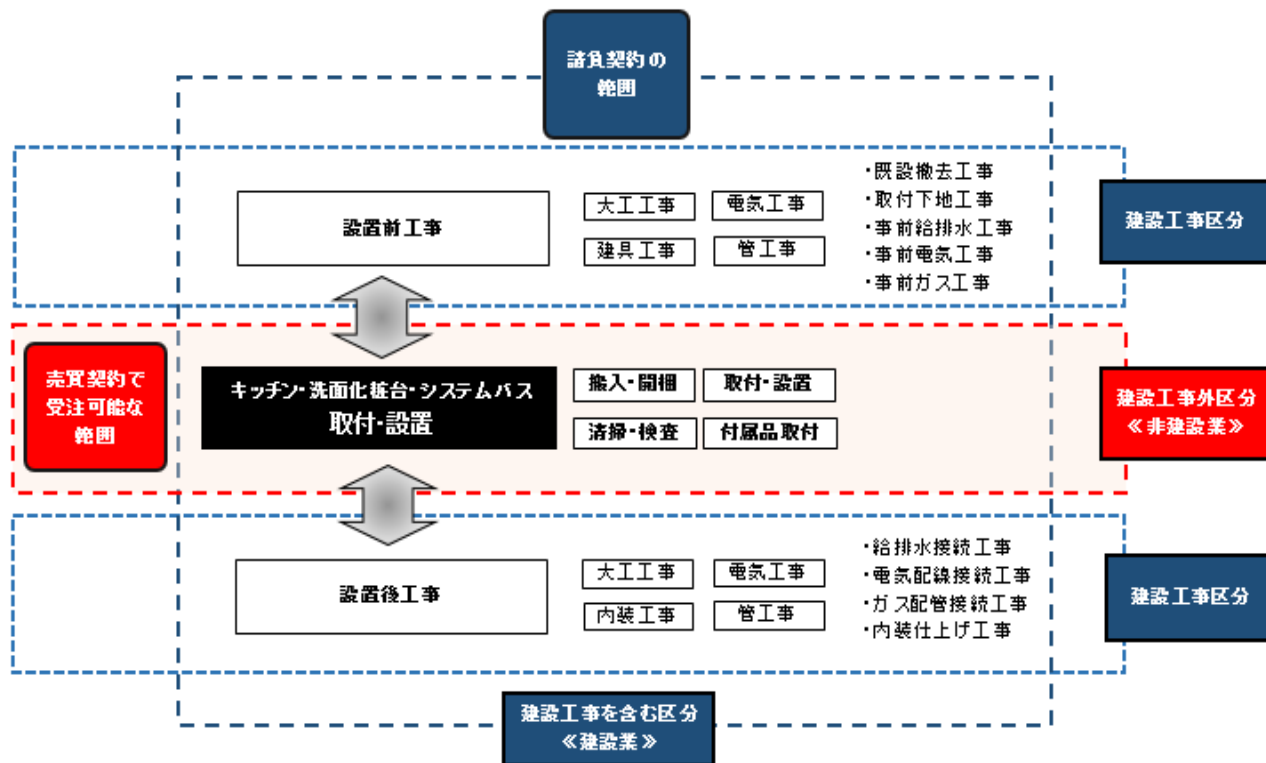
2. 建設工事・建設業外区分のフレーム



※1 分割搬入型商品

4. 1 (1) 分割搬入型商品の定義参照ください。

3. キッチン・洗面化粧台・システムバスの「取付・設置」と建設工事区分



4. 契約形態の基本的な考え方

4.1 工業会会員企業（メーカー）向け

(1) 分割搬入型商品の定義

会員企業が取り扱うキッチン・洗面化粧台・システムバス及びこれらの関連部品など、工場で完成した商品を現場搬入して「取付・設置」する商品を「分割搬入型商品」と定義する。

(2) 売買契約で受注する場合

分割搬入型商品を「取付・設置」を含んで売買契約をする場合は、建設業に該当する設置前工事、設置後工事を含まない範囲で受注することとする。

(3) 別途工事の明確化

「設置前工事」「設置後工事」については建設工事に該当するため別途工事とする。「取付・設置」作業と建設業者がおこなう工事（29業種）との区分を明確にして、現場全体の工事品質確保と法令遵守を徹底する。

(4) 請負契約で受注する場合

建設業（29業種）に該当する作業範囲まで受注する場合は請負契約となり、一括下請負の禁止（建設業法第22条）その他、関連法規の遵守を徹底しなければならない。

(5) 工事区分の明記と使用語句の統一

- ・「分割搬入型商品」のカタログ、設計資料、取付設置説明書、見積書等の表記においては、「取付・設置」の作業区分と建設工事の作業区分を明確にして分りやすく表記する。
- ・「取付・設置」の作業内容を表す表現に（工事）（施工）という語句は使用せず、（取付）（設置）（組立）に代替する。

4.2 流通店様(商社様、代理店様、販売店様)向け

(1) 売買契約で受発注する場合

流通店様が分割搬入型商品と「取付・設置」を売買契約で受発注する場合には、契約内容に建設業区分が含まれていないことを確認して下さい。「取付・設置」の範囲を超え、建設業区分が含まれる場合には、売買契約による受発注は出来ません。

(2) 請負契約で受発注する場合

建設業者様より受注する作業内容が「取付・設置」の範囲を超え、建設業29業種に該当する場合は、流通店様も『建設業』として以下の対応が必要となります。

① 一括下請負の禁止

工事を請負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

(建設業法第22条)

② 建設業の許可

- ・ 建設業を営もうとするものは「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条第1項)
- ・ 軽微な建設業とは、(建設業法施行令第1条の2)工事1件請負代金の額が、以下のいずれか該当する場合です。
 - 1) 建築工事一式工事にあつては、1,500万円に満たない工事
 - 2) 建築工事一式工事にあつては、延面積が150㎡に満たない木造住宅工事
 - 3) 建築工事一式以外の建設工事にあつては、500万円に満たない工事

※「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者であっても建設業法、建設業法施行令、その他関連法規を遵守しなければなりません。

③ 技術者の配置

建設業者は、請負った建設工事を施工する場合には、金額の大小、元請下請に関わらず、工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第1項)

※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要です。

④ 請負契約の必須明記事項

- ・ 建設業法では14項目を記載した請負契約書を書面により工事着手前に締結し、相互交付することを求めています。(建設業法第19条、「建設産業における生産システムの合理化指針」(H3.2.5建設省建設経済局長通知))
- ・ 一定の要件を満たせば注文書・請書を相互交付することでも建設業法第19条の規定を満たしているとみなされます。(「注文書及び請書による契約の締結について」(H12.6.29建設省建設経済局建設業課長通知))

⑤ 帳簿と添付書類の保存義務

- ・ 建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。
- ・ 帳簿(添付図書を含む)には5年間(発注者と締結した住宅を新築する建設工事に関わるものは10年間)の保存義務があります。
- ・ 国土交通省令で定める図書(完成図・打ち合せ記録記録・施工体系図)は10年間の保存義務があります。

その他建設業法や、関連法規の遵守が求められます。

建設業法令遵守ガイドライン(第5版)H29年3月 <http://www.mlit.go.jp/common/001179283.pdf>

5. キッチンの工事区分

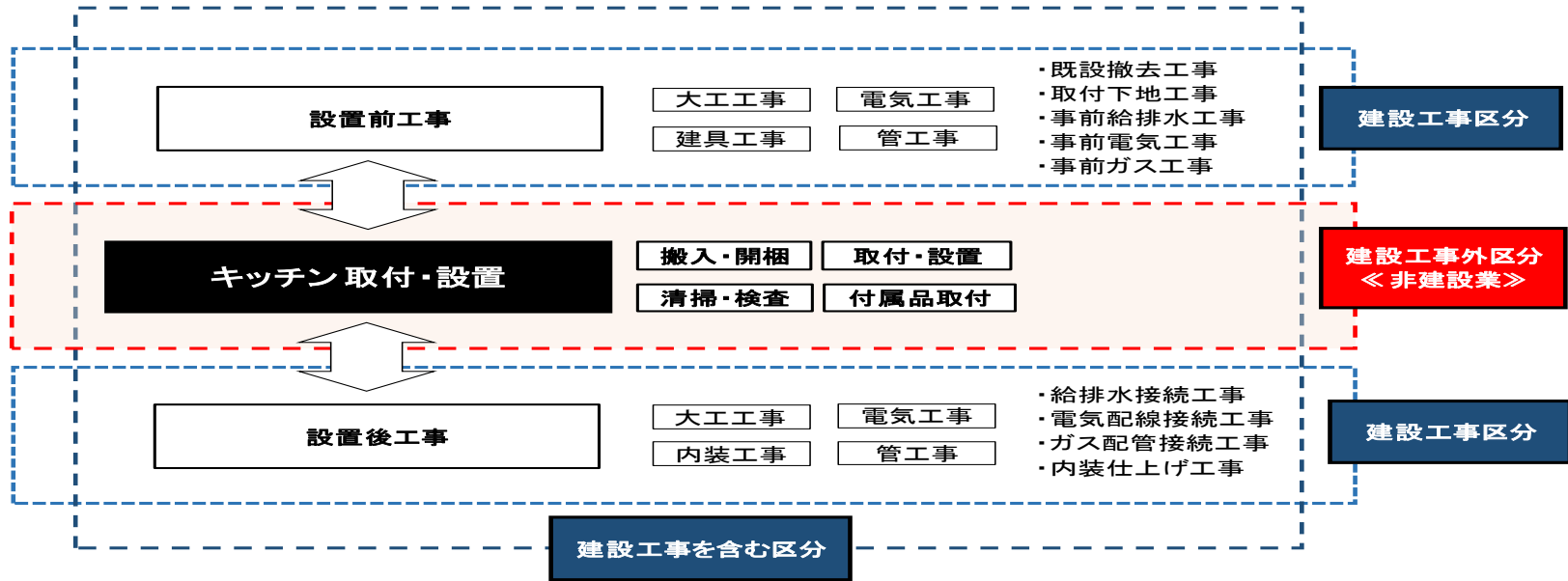
本説明書は、キッチンの本体組立・設置と関連工事（建設工事）である大工工事、電気工事、ガス配管工事、管工事（給排水）、建具工事などと区別して説明しています。

建設工事は関連する法令・規定に従って法的有資格者による工事が必要になります。

流通店様からの発注で下請けとして本体の「取付・設置」を行う場合は、建設工事部分とキッチン本体「取付・設置」を区別して行ってください。

設置前工事、設置後工事の一部でも含む場合は、建設工事になります。

(1) キッチンの「取付・設置」と工事区分



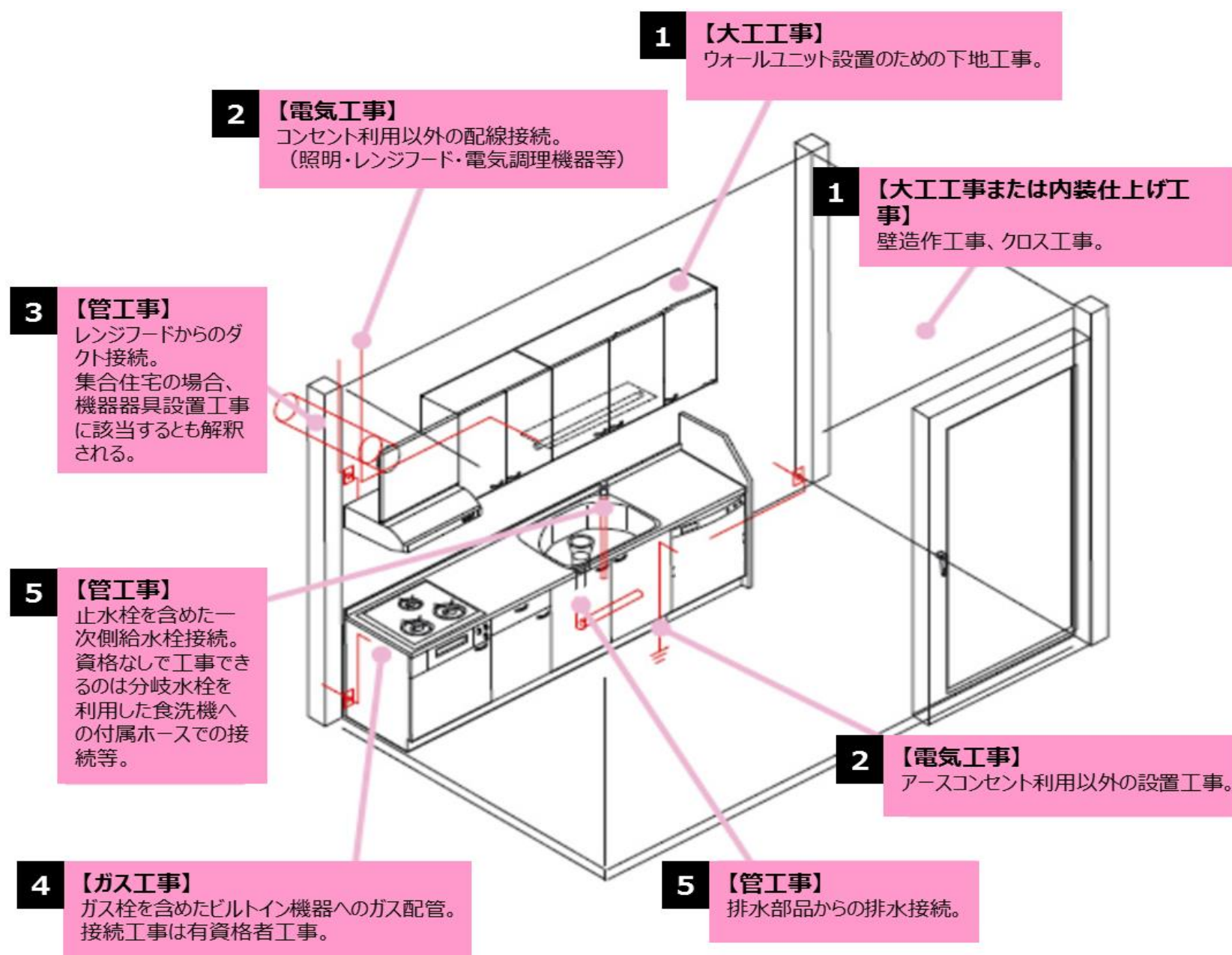
(2) キッチンの工事区分<例示>

キッチン 工事区分	部位 (図)	区分	作業名称(区分)	建設工事					キッチン 取付	作業内容
				大工 工事	管 工事	電気 工事	ガス 機器 設置	キッチン 取付		
設置前工事	1	大工 管	外壁の開口工事	○	○				レンジフードのダクト用建築壁の穴あけ工事	
			建築壁の下地処理工事	○					ウォールユニット等の取付のための壁下地処理工事	
			幕板取付壁下地処理	○					天井・壁等の幕板等取り付けのための下地処理	
			アンカー、吊ボルト工事	○					ウォールユニット、レンジフード等のアンカー、吊ボルト工事	
			排気ダクトの関連工事		○	○			建築物の事前ダクト配管等の工事	
			キッチンパネル下地処理工事	○					キッチンパネルを貼るための建築壁の下地処理工事	
	2	電気	レンジフードの電気工事			○			建築の屋内配線と配線器具(コンセント)工事	
			IH調理機器の電気工事			○			IH調理機器専用200Vの事前電気工事	
			ウォールユニット部分の電気工事			○			照明等の電気工事	
			電動昇降ウォールユニットの電気工事			○			電動昇降ウォールユニットの専用電源・アース工事	
	3	管	食器洗い乾燥機の電源・アース工事			○			食器洗い乾燥機の専用電源・アース工事	
			排水配管の立上げ工事		○				キッチン排水用の所定位置排水管立上げ工事	
4	ガス	給水・給湯配管立上げ工事		○				キッチン専用の所定位置配管立上げ工事		
		食器洗い乾燥機給排水配管工事		○				食器洗い乾燥機用の専用給水・給湯排水事前工事		
キッチン 本体取付設置		建設工事 外区分	キッチンパネル取付					○	製品を加工して建築下地へ取付	
			製品間のシリコン充填					○	製品間の隙間を仕上げる処理作業	
			レンジフード取付					○	本体及び化粧パネルを取付ける作業	
			ウォールユニット取付					○	ウォールユニットを取付ける作業	
			電動昇降ウォールユニット取付					○	電動昇降ウォールユニットを取付ける作業	
			フロアユニット・ワークトップの取付					○	フロアユニット・ワークトップの組立・調整して設置する作業	
			排水部品の組立					○	排水部品とシンクの組立	
			水栓の組立・ワークトップへの取付					○	水栓、浄水器同梱部材の組立(ワークトップへの取付)	
			ビルトイン機器の取付					○	ビルトイン機器のキッチン本体への組込作業	
			試運転、完成検査(注記1)					○	完成後の試運転、性能確認検査	
設置後工事	2	電気	ウォールユニット照明器具工事			○			事前配線の電源線と照明器具の接続、検査	
			電気配線器具の取付			○			スイッチ、コンセント等の電気配線工事	
			レンジフードとダクト接続工事		○				建築ダクトとレンジフードの接続、検査	
	4	ガス	その他電化機器の工事			○			電化機器と電源線、アースの接続工事	
			ガス調理機器のガス配管接続				○		ガス機器とガス栓との接続(資格要)	
	5	管	給水・給湯配管と水栓の接続		○				給水・給湯の一次側と水栓の接続、検査	
給水・給湯配管とオプション機器の接続				○				オプション機器と一次側給排水の接続、検査		
			建築側排水管への接続工事		○			キッチン排水管と建築排水管の接続、検査		

注記1) 製品の完成品検査、試運転は、工事完成後行う場合が多い。

5. キッチンの工事区分

(3) キッチンの施工区分事例(イラスト)



6. 洗面化粧台の工事区分

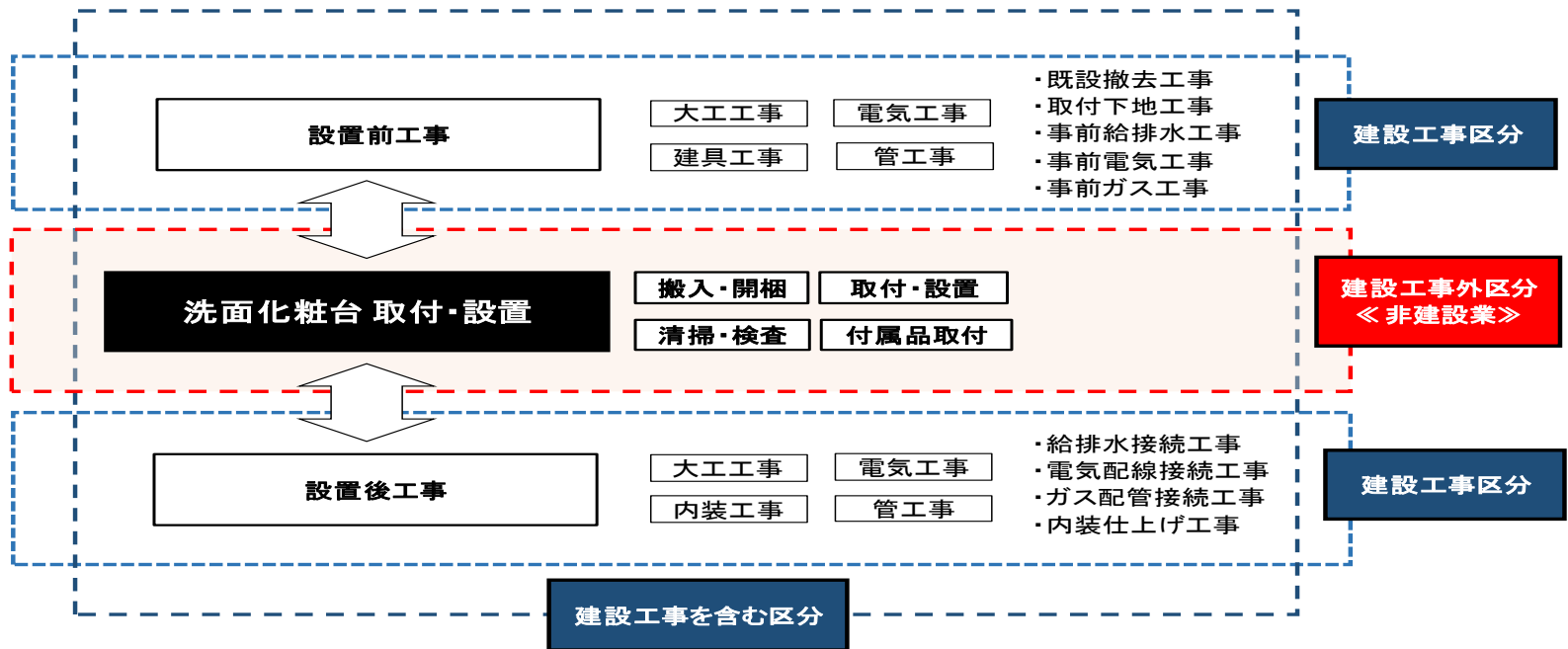
本説明書は、洗面化粧台本体組立・設置と関連工事(建設工事)である大工工事、電気工事、管工事(給排水)などと区別して説明しています。

建設工事は関連する法令・規定に従って法的有資格者による工事が必要になります。

流通店様からの発注で下請けとして本体の「取付・設置」を行う場合は、建設工事部分と洗面化粧台本体「取付・設置」を区別して行ってください。

設置前工事、設置後工事の一部でも含む場合は、建設工事になります。

(1) 洗面化粧台の「取付・設置」と工事区分



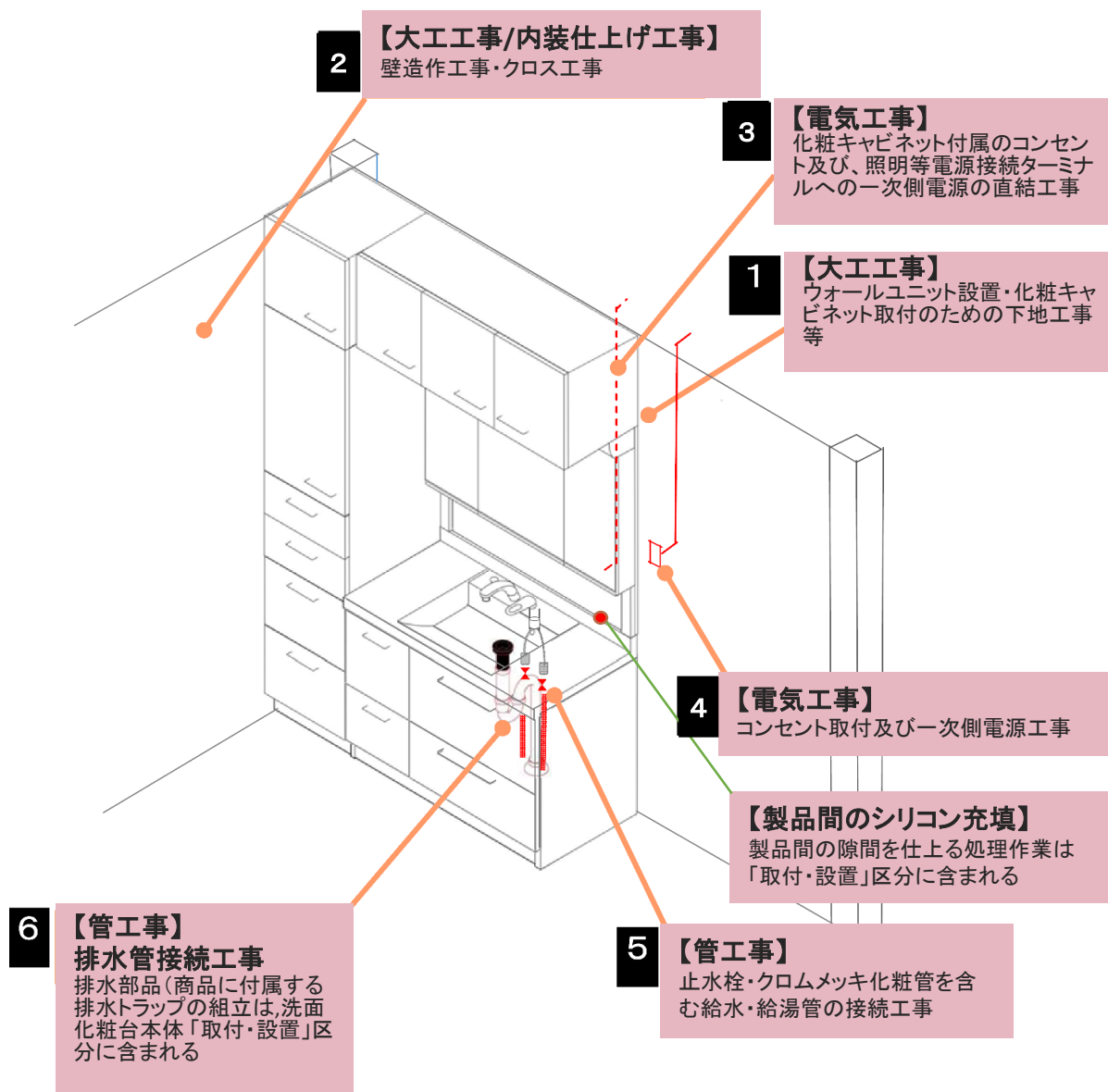
(2) 洗面化粧台の工事区分<例示>

洗面化粧台 工事区分	部位 (図)	区分	作業名称(区分)	建設工事			洗面化粧台 取付	作業内容
				大工 工事	管 工事	電気 工事		
設置前工事	1	大工	建築壁の下地工事	○				化粧キャビネット・ウォールユニット取付のための壁下地処理工事
	2		建築壁の造作・壁仕上げ工事	○				壁造作(ボード貼り工事)及び壁仕上げ(クロス・廻り縁・幅木)工事
	3	電気	電気配線事前工事			○		電源・コンセント等の事前配線工事
	5 6	管	給水・給湯配管立上げ工事		○			給水・給湯配管立上げ工事
			排水管立上げ工事		○			排水管立上げ工事
洗面化粧台 本体取付設置		建設工事 外区分	洗面化粧台取付				○	洗面化粧台(フローアユニット、カウンター、洗面器等)を取付ける作業
	化粧キャビネット取付					○	化粧キャビネットを取付ける作業	
	ウォールユニット取付					○	ウォールユニットを取付ける作業	
	トールユニット等の取付					○	トールユニット等を取付ける作業	
	排水部品の組立					○	排水部品の組立	
	水栓類の組立・取付					○	水栓類の組立、カウンターへ取付ける作業	
	製品間のシリコン充填					○	製品間の隙間を仕上げる処理作業	
	試運転、完成検査(注記1)					○	完成後の試運転、性能確認検査	
設置後工事	4	電気	化粧キャビネットの電気工事			○		化粧キャビネット等の電源用ターミナルに直結する工事
	5 6	管	給水・給湯配管接続工事		○			給水・給湯(クロムメッキ化粧管・止水栓共)と水栓接続工事
			排水管接続工事		○			排水部品と建築側排水管接続工事

注記1) 製品の完成品検査、試運転は、工事完成後行う場合が多い。

6. 洗面化粧台の工事区分

(3) 洗面化粧台の施工区分事例(イラスト)



7. システムバスの工事区分

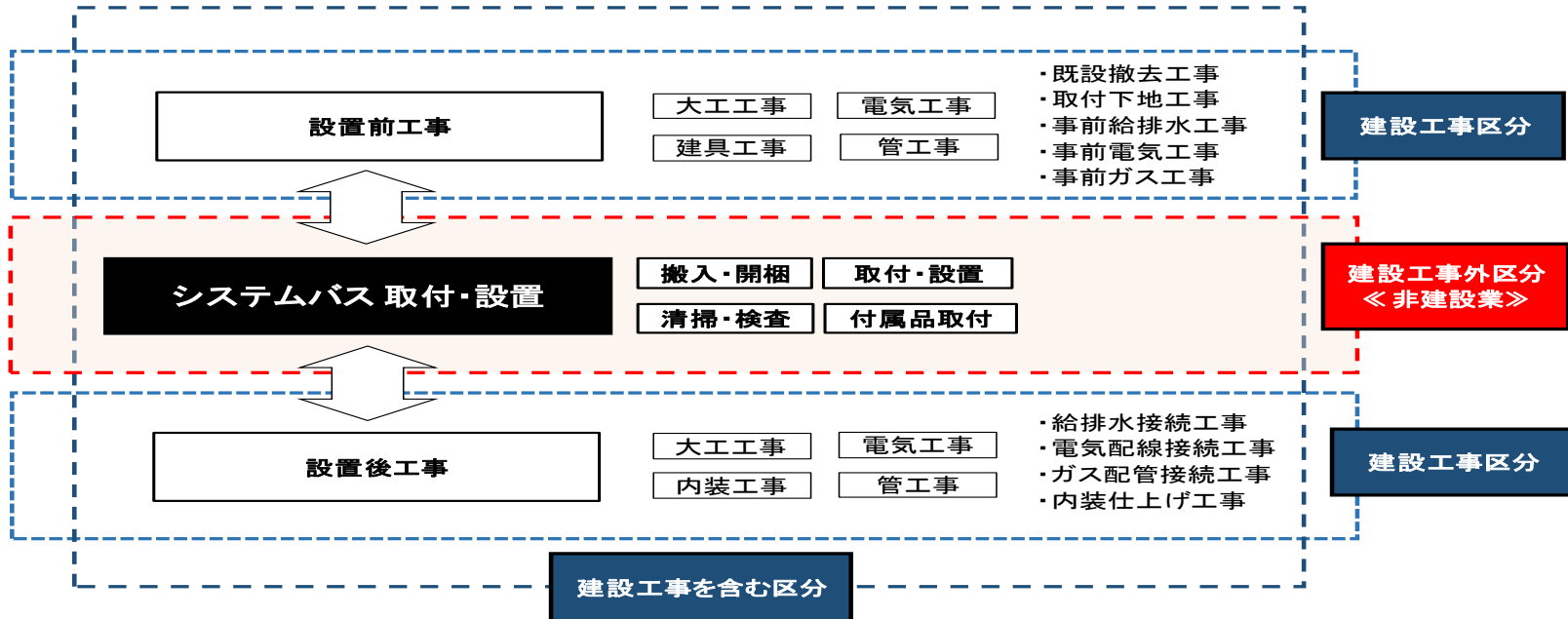
本説明書は、システムバスの本体組立・設置と関連工事（建設工事）である大工工事、電気工事、ガス配管工事、管工事（給排水）、建具工事などと区別して説明しています。

建設工事は関連する法令・規定に従って法的有資格者による工事が必要になります。

流通店様からの発注で下請けとして本体の「取付・設置」を行う場合は、建設工事部分とシステムバス本体「取付・設置」を区別して行ってください。

設置前工事、設置後工事の一部でも含む場合は、建設工事になります。

(1) システムバスの「取付・設置」と工事区分



(2) システムバスの工事区分<例示>

システムバス 工事区分	部位 (図)	区分	作業名称(区分)	建設工事						建設工事外		作業内容		
				大工 工事	と び 土 工 事	建 具 工 事	管 工 事	電 気 工 事	給 湯 器 設 備	シ ス テ ム バ ス 取 付				
設置前工事	1	大工 左官	設置基礎、設置床の工事 ドア、窓サッシの下地工事	○	○							浴室設置の土間コンクリート敷設、設置床工事 建築躯体への窓取付け		
	2	管	給排水配管事前工事 換気扇の事前ダクト工事				○	○				浴室専用の給水・給湯配管、排水管の工事 浴室の専用ダクト事前工事、壁穴加工		
	3		給湯器専用配管事前工事 浴室専用電気配線事前工事				○	○				風呂追焚き、ミスト配管等の事前工事 浴室照明、換気扇、スイッチ等の事前配線工事		
	電気						○							
システムバス 本体取付設置		建設工事 区分外	防水パンの取付・設置							○		浴室専用の防水パンを所定の位置に設置		
			浴室専用排水トラップの取付							○			洗い場、浴槽パンへの排水トラップ取付	
			壁パネルの組立・設置							○			浴室パネル部材の加工と組立	
			天井・浴槽の取付・設置							○			天井部材、浴槽部材の取付	
			内装品、器具類の取付							○			カウンター、ミラー、握りバー他	
			水栓類の組立・取付							○			水栓類の組立、浴室部材への取付	
			浴室専用換気扇の取付							○			浴室天井への取付	
			風呂追焚き部品の取付							○	○		循環追焚き金具、専用リモコンの取付	
			給湯器リモコンの取付							○	○		浴室パネルの加工・組立	
			浴室照明の取付								○			照明器具の浴室パネル加工・取付
			その他浴室関連電化機器取付								○			電化品オプション品の取付
			シリコンの充填								○			接合部、仕上げ部へのシリコン塗布・充填
			ドア、窓サッシ、窓枠の取付								○			SB構成部材の窓サッシ等の組立・取付
試運転、完成検査(注記1)								○			完成後の試運転、性能確認検査			
設置後工事	1 2 3	管 大工 電気	建築外壁の穴あけ	○								建築壁の躯体加工作業		
			排気ダクトの敷設工事				○					浴室換気扇のダクト敷設工事		
			浴室換気扇と排気ダクト接続工事				○					建築ダクトと換気扇の接続、検査工事		
			浴室換気扇の電気・アース接続工事					○				建築の屋内配線と配線器具、アース工事		
	ウエザーカバーの外壁取付				○	○					建築の外装仕上げ工事			
	4	給水	給水・給湯配管と水栓の接続工事				○					給水・給湯の一次側との接続、検査工事		
	5		建築排水管との接続工事				○					浴室排水組立側と建築排水管の接続・検査		
	6		給湯器本体工事(試運転・確認)				○					機器の設置工事(ガス、電気工事を含む)		
	3 4	電気他	内装仕上げ工事	○		○						床、ドア額縁、脱衣場仕上げ工事		
			浴室内電源配線、接続工事					○				浴室機器の事後電気工事		
天井裏の電源、スイッチ工事						○				浴室全体の電気器具、配線接続工事				

注記1) 製品の完成品検査、試運転は、工事完成後行う場合が多い。

7. システムバスの工事区分

(3) システムバスの施工区分事例(イラスト)

